

# 議 事 録

## 第 10 回 定 例 総 会

令和3年5月12日

太田市農業委員会第10回定例総会議事録

開会日時 令和3年5月12日(水) 午後2時  
 閉会日時 令和3年5月12日(水) 午後3時  
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (19人)  
 1 小林 良孝      2 石原 康男      3 牛久保 榮治      4 永井 幸二  
 5 木村 克己      6 長島 佳男      7 齋藤 森雄      8 中村 博正  
 9 佐野 順一      10 新井 章夫      11 小島 秀一      12 齋藤 道明  
 13 新井 整      14 山田 清作      15 飯塚 茂夫      16 片亀 昌子  
 17 中島 沙織      18 清水 由紀江      19 青木 紀美子

欠席委員  
 (0人)

出席職員 (9人)  
 塚越局長 大木次長 林次長補佐 高山次長補佐 大澤主任  
 川田主任 青木主任 松井主任 大崎主事

会議に付した事項  
 議案第1号 農地法関係許可取消願について (会長)  
 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)  
 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)  
 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長)  
 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)  
 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について (会長)  
 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見について (会長)

報告事項  
 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について  
 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について  
 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について  
 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
 報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第10回農業委員会定例総会を開会いたします。

### 3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員19名、欠席の委員0名です。  
過半数以上の出席がありましたので、本日の定例総会は成立すること  
をご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。  
お諮りいたします。  
会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございま  
せんか。

委 員 (異議なしの声あり)  
議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

### 4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。  
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いま  
すが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)  
議 長 それでは、18番 清水由紀江委員 と 1番 小林良孝委員 の二人  
にお願いいたします。

事 務 局 また、書記につきましては事務局の川田主任を指名いたします。  
議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。  
本議案書において訂正等はございません。以上でございます。

### 5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。  
議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を

求めます。  
提出件数は1件です。  
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 出塚町の土地 330 m<sup>2</sup>について、農家住宅として転用しましたが、地目変更をせずに取り壊してしまい、第三者に売却するため、今回、当該許可を取り消すものです。  
以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。  
番号1番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15番委員 番号1番について、当地区協議会で確認調査等に基づき調査した結果は、現地を確認したところ、更地になっておりますが、5条許可申請と同時申請であり、取消し相当と意見決定しました。  
再度審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、第4地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。  
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番を取消しとすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を取消しとすることに決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は4件です。  
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数4件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 田 1,590 m<sup>2</sup> 外1筆 計 1,614 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

2番 台之郷町の土地 畑 11 m<sup>2</sup>、隣接する農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

3番 阿久津町の土地 畑 1,272 m<sup>2</sup> 外10筆 計 7,937 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

4番 大久保町の土地 畑 6.99 m<sup>2</sup>、隣接する農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

1番から4番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上提案をさせていただきます。処分の決定をお願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

8番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックシートに基づき調査した結果を報告いたします。

譲受人は、申請地を取得し、規模を拡大したいとの申請です。現地確認では、必要な農機具等も所有しており、周辺農地への支障もなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号2番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

14番委員 当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障も問題ないと判断し、農地法第3条第2号各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。  
再度のご審議をよろしく願います。

議 長 ただいま、第2地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。  
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号3番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。  
なお、第4地区協議会にも関連がありますので、併せて報告願います。

15番委員 番号3番について、当地区協議会で確認調査等に基づき調査した結果は、現地を確認したところ、農地のため特に問題なく、許可相当と意見決定しました。  
再度審議のほど、よろしく願います。

5番委員 番号3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は意欲的に農業に取り組んでおり、今回の申請は経営規模拡大のためであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 ただいま、第5地区協議会及び第4地区協議会より番号3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。  
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

- (挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号4番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 18番委員 4番について、第6地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もなく問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会より番号4番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号4番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は1件です。  
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 山之神町の土地 398㎡、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。  
貸露天駐車場用地として転用するものです。  
以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。  
番号1番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 1 1 番委員 当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。  
申請人は、隣接する事業所に駐車場用地として賃貸借するものです。  
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議、よろしくお願いいいたします。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありましたが、  
ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。  
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は1件です。  
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。  
  
1番 大原町の土地 549㎡について、メリヤス工場用地として許可を得ましたが、計画を実行できないまま相続が生じ、相続人も計画を実行できないため、権利を承継するものです。  
ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、番号1番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。



10番委員 議案第4号、1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、やむを得ず計画変更、転用者死亡、相続人も計画実行不可能、承継者に売買、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、承認相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。  
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を承認することに決定いたします。

議長 続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は35件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数35件について、朗読し詳細に説明する。

1番 高林南町の土地 314㎡、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 高林北町の土地 10㎡、農地区分 第二種、露天作業場用地として転用するものです。

3番 高林北町の土地 250㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 由良町の土地 294㎡、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には駅から300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。一般住宅用地として転用するものです。

5番 由良町の土地 412㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

6番 別所町の土地 273㎡ 外2筆 計921㎡、農地区分 第二種、

工事用地として一時転用するものです。

7番 別所町の土地 477 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

8番 龍舞町の土地 287 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9番 矢場町の土地 79 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、植木置場用地として転用するものです。

10番 台之郷町の土地 378 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

11番 上小林町の土地 347 m<sup>2</sup> 外3筆 計1,089 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天車両置場用地として転用するものです。

12番 上小林町の土地 172 m<sup>2</sup> 外1筆 計498 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

13番 東金井町の土地 328 m<sup>2</sup>、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

14番 東金井町の土地 45 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については不許可の例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

15番 東金井町の土地 349 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については不許可の例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

16番 西長岡町の土地 1,433 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

17番 押切町の土地 294 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については不許可の例外規定があり、問題ないと考えます。

露天駐車場・露天資材置場用地として転用するものです。

18番 出塚町の土地 330 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については不許可の例外規定があり、問題ない

と考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

19 番 新田木崎町の土地 500 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

20 番 新田赤堀町の土地 250 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

21 番 新田赤堀町の土地 298 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

22 番 新田小金井町の土地 832 m<sup>2</sup> 外9筆 計18,856 m<sup>2</sup>、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天資材置場用地として一時転用するものです。

23 番 新田小金井町の土地 4,902 m<sup>2</sup> 外1筆 計6,653 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地、「一時的な利用に供される場合」については不許可の例外規定があり、問題ないと考えます。

露天駐車場用地として一時転用するものです。

24 番 新田市野井町の土地 258 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

25 番 新田市野井町の土地 342 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

26 番 新田大根町の土地 399 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については不許可の例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

27 番 藪塚町の土地 447 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

28 番 藪塚町の土地 159 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

29 番 大原町の土地 202 m<sup>2</sup> 外1筆 計507 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、管理用事務所・倉庫及び園芸用肥料置場用地として転用するものです。

30 番 大原町の土地 202 m<sup>2</sup> 外1筆 計404 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、倉庫及び駐車場用地として転用するものです。

31番 大原町の土地 15 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、通路用地として転用するものです。

32番 大原町の土地 336 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、通路用地として転用するものです。

33番 大原町の土地 500 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については不許可の例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

34番 大原町の土地 549 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については不許可の例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

35番 大原町の土地 279 m<sup>2</sup>、第二種、一般住宅用地とし転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番から7番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

1 7番委員 番号1番から3番を私から報告させていただきます。

1番、3番ともに一般住宅用地としての申請、2番が庭木を手入れするための露天作業用地としての申請です。当地区協議会にてチェックリストに基づき調査したところ、特に周辺農地への影響もなく、問題ないと判断いたしました。

再度ご審議のほど、お願ひいたします。

1 2番委員 続きまして、4番から7番についての結果報告をいたします。

まず、番号4、5、7ですけれども、こちらにつきましては自己の住宅を建築したいとの申請です。現地を調査したところ、いずれも周りが住宅地となっており、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

続きまして、番号6ですが、譲受人は●●●●で、申請地を借り受けて鉄塔建て替え工事の工事用地として1年5か月の期間で一時転用する

ものです。現地を調査したところ、鉄塔の隣の畑で周りが住宅地と道路になっております。周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、お願いいたします。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から7番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番から7番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号8番から15番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番委員 番号8番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は申請地を取得し、一般住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないと許可相当と意見決定いたしました。

14番委員 続きまして、9番から12番まで代読します。

9番、譲受人は自宅の前の申請地を譲受け、植木置場として利用したいということです。

10番、借家に住んでおり、妻の実家に近い申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。

11番、陸送業を営んでおり、既存の車両置場が減少するために、申請地を取得し車両置場として利用するものです。

12番、借家に住んでおり、資金の都合もついたので、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。

以上、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。

再度のご審議をお願いします。

続きまして、13から15、申請人は2人で場所は同じところになっていきます。13番、申請人は太田市内に住んでおり、資金のめどがついたので、自己住宅を建築するものです。14番、15番の土地を取得するために細長く土地を申請して、15番の住宅を建築するものです。現地調査

をしたところ、耕作放棄地なので周りの農家に影響がないと思いますので、許可相当と意見決定しました。  
再度のご審議をお願いします。以上です。

議長 ただいま、第2地区協議会より番号8番から15番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。  
委員 なし。  
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号8番から15番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号8番から15番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号16番について、第3地区協議会の調査した意見結果報告をお願いいたします。

2番委員 説明いたします。地区協議会で協議をいたしましたけれども、申請地は集落内農地でございます。その土地に20年間の地役権を設定して太陽光発電を設置するということでございます。周辺農地等も特に支障を来すこともないので、チェックリストに基づきまして、許可条件を満たしているという結果になりましたので、再度のご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

議長 ただいま、第3地区協議会より番号16番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。  
委員 なし。  
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号16番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号16番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号17番と18番について、第4地区協議会の調査した意見結果報告をお願いいたします。

15番委員 番号17番、18番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに

基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。

再度審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第4地区協議会より番号17番と18番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号17番と18番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号17番と18番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号19番から26番について、第5地区協議会の調査した意見結果報告をお願いいたします。

19番委員 番号19番から21番について、私のほうからお答えします。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、いずれも一般住宅用地を目的とした申請であり、現地確認をしたところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

7番委員 番号22番から25番について、私のほうから報告させていただきます。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号22番、23番は、露天資材置場用地、また露天駐車場の用地ということで、3年間の一時転用の申請でございます。

番号24、25番は、一般住宅用地を目的とした申請であります。現地確認をしたところ、いずれも周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議をよろしく願いします。

5番委員 続きまして、番号26番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 議長 長 ただいま、第5地区協議会より番号19番から26番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 長 なし。
- 議長 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号19番から26番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 長 全員賛成でありますので、番号19番から26番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 長 続いて、番号27番から35番について、第6地区協議会の調査した意見結果報告をお願いいたします。
- 11番委員 27番と28番について、本地区の協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。  
まず、27番ですが、譲受人はアパートに住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。そして、28番は、調査したところ、許可を得ずに隣接する兄の土地を住宅地として使用していたことが判明したために、始末書を添付して兄より贈与を受けて是正するものです。27番、28番ともに現地を確認しましたが、周辺農地への支障もなく問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
- 18番委員 29番から32番を報告いたします。29番から32番は同じ議案要件なので一括で報告いたします。  
本地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もなく問題ないため、許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
- 13番委員 続きまして、33番から35番までお願いします。  
議案第5号、33番について、譲受人は借家に住んでおり、父から申請地を使用貸借、そして自己住宅を建築するものです。  
議案第5号、34番、先ほどの第4条第1番に関連です。譲受人は借家に住んでおり、利便性の高い申請地を取得し、自己住宅を建築したい。  
議案第5号、35番について、譲受人は申請地を祖父より借り受け、自己住宅を建築したい。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないものと判断し、許可相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。



- 議長 ただいま、第6地区協議会より番号27番から35番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号27番から35番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号27番から35番を許可とすることに決定いたします。  
なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。  
また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。
- 議長 続いて、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(案)が会長宛てに提出されたので、決定を求めます。  
市長部局の農業政策課より、一括提案をお願いいたします。
- 農業政策課 よろしく申し上げます。それでは、お手元の資料、農用地利用集積計画(案)に基づき提案させていただきます。  
今回は通常の利用権設定が2,413筆、うち解除条件付利用権設定が141筆、ほか利用権移転が1筆、所有権移転が16筆ございました。また、2,413筆のうち、農地中間管理機構であります群馬県農業公社が借手となっているものが79筆あります。  
次に、総括表について説明させていただきます。まず、1、面積をご覧ください。こちらにつきましては、設定期間別、地目別、地区別の設定面積の状況が記載されております。右下の部分になりますが、今回、新規と再設定の合計で328万4,991.42㎡となっております。  
続きまして、2、筆数及び人数をご覧ください。こちらにつきましては、設定期間別、地目別、地区別の件数等の状況が記載されております。こちらでも右下の部分になりますが、2,413筆のうち、借方が323名、貸方が1,103名となっております。  
資料の1ページから152ページまでは利用権設定についての詳細であ

り、記載のとおりです。

なお、153 ページから 164 ページにつきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する借手が農作業に常時従事すると認められない者の場合の解除条件付利用権設定であり、141 筆、面積合計は3万7,143 m<sup>2</sup>となっております。

165 ページの利用権移転につきましては2筆あり、面積合計は、表の下にありますとおり2,070 m<sup>2</sup>となっております。

166 ページから 167 ページの所有権移転につきましては16 筆あり、面積合計は3万1,533 m<sup>2</sup>となっております。なお、今回提案させていただきました計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと考えます。

最後になりましたが、公告日及び利用権設定日は、令和3年5月20日です。

以上が提案の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- |       |   |  |
|-------|---|--|
| 議     | 長 | ただいま担当より提案がございましたが、この案件について、ご意見、ご質問等ございますか。  |
| 委     | 員 | なし。  |
| 議     | 長 | ご意見、ご質問等もないようですので、本件は、農用地利用集積計画（案）のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。<br>（挙手 全員）   |
| 議     | 長 | 全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に通知いたします。   |
| 議     | 長 | 続きまして、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）が会長宛てに提出されたので、意見を求めます。<br>市長部局の農業政策課より、一括提案をお願いいたします。  |
| 農業政策課 |   | それでは続きまして、お手元の資料、農用地利用配分計画（案）に基づき提案させていただきます。<br>こちらは公益財団法人群馬県農業公社が一括で借り上げ、農地を借りたい方とマッチングを行ったものをまとめたものになります。この配分計画については、農業公社から依頼を受け、市で案の作成を行いますが、その際、農業委員会の意見を聞くものとされていることから、今回、農業委員の皆様にご意見をお伺いするものです。 |

皆様には、今回の配分計画に基づき、農業公社が担い手農家へ農地を貸付けた場合に、1、貸付け後において周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響があるか、2、全ての農用地について適切に耕作し、必要な農作業に常時従事する見込みがあるか、また、借受け希望者への農地貸付けは適当と認められるかについてお伺いいたします。

件数は79筆9万2,771㎡となっております。以上が提案の説明となります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

- 議長 ただいま担当より提案がございましたが、この案件についてご意見、ご質問等ございますか。
- 4番委員 ちょっと意見を聞かせてください。農地利用権の中間管理機構の事業なんですけれども、前に市長が議会の議員の質問で、昭和村のほうから結構尾島のほうへ来ているという意見があったんですよ。中間管理機構の窓口は農業委員会の事務局のほうではなくて、農業政策課のほうでやっているんですよ。
- 農業政策課 はい。農業政策課が窓口となって業務を行っております。
- 4番委員 農業政策課が一応窓口になっていて、農業委員の意見を求めるということなんですけれども、求めるといっても中身は、私、勉強不足で申し訳ないですけれども、実際には中間管理機構の事業というのは進んでいますか。成果を聞きたい。
- 農業政策課 今のところは、法人の方が主に借りることが多くて、あとは新規で就農される方とかが少し借りるぐらいで、まだそこまで進んでいるということはあまり見られないですかね。平成27年とか、中間管理機構が始まった当初の頃に結構地域で大々的に借りるということは見受けられたんですけれども、そこからはあまり進んでいないというのが現状ですかね。
- 4番委員 これは国の目玉事業なんですね。本来ならば農地の貸し借りというのは、実際の話、利用権の設定が本当は手っ取り早いです。それは農業委員会がやっているわけです。この中間管理機構の事業というのは農業政策課なんですけれども、どうもその辺の調整、コーディネート機能が十分図られていないのではないかなと私は思っているんですよ。そういうので意見を求めるということですから、勉強不足で申し訳ありませんけれども、そういう連携が、農地、利用権の設定と中間管理機構

の事業がうまく調整してあるのかどうか、その辺がちょっと疑問になりまして質問したわけです。以上です。

農業政策課 4番委員 すみません、ありがとうございます。今後は農業委員会のほうとも連携を取りながら進めていこうと思っておりますので。

農業政策課 4番委員 ただ、意見を求めるというんだけれども、これは詳しく勉強しなければ意見も、詳しい人がいれば意見を出してもらえますけれども、これはよく勉強しないと分からないよ。そんなことです。

農業政策課 議長 ありがとうございます。

農業政策課 委員 ほかにご質問等はございますか。

農業政策課 議長 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

議長 農用地利用配分計画（案）に対する意見について、1.「貸付け後において、周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響があるか」については、「ない」とし、2.「全ての農用地について適切に耕作し、必要な農作業に常時従事する見込みがあるか」については、「ある」とし、3.「借受希望者への農地貸付は適当と認められるか」については、「適当と認める」として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 （挙手 全員）

議長 全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に意見書を提出いたします。

議長 以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は先月農業会議において意見聴取した4月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。

議長 太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取扱いをいたしましたので、報告いたします。

議長 続いて、報告第2号から第5号について、事務局よりお願いいたします。

事務局 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、2件提出されております。

事務局 内訳につきましては記載のとおりです。

事務局 続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、34件提出されております。

内訳につきましては記載のとおりです。  
続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は9件となっております。  
内容につきましては記載のとおりです。  
続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は15件となっております。  
内容につきましては記載のとおりです。  
以上、報告させていただきます。

議  
委  
議

長  
員  
長

報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。  
なし。  
質問等もないようですので、以上で第10回定例総会を終了いたします。  
長時間にわたりご協力をいただきまして、ありがとうございました。

閉 会 令和3年5月12日（水） 午後3時